平成２２年（フ）第４０５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地60棟504号
債務者　武元　万枝
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４１３号
大阪府阪南市舞３丁目21番２号、前住所大阪府阪南市黒田26番地の11
債務者　田嶋　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
大阪府岸和田市包近町206番地の３
債務者　山田　信一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
大阪府泉大津市昭和町10番27号昭和ハイツ401号
債務者　南部　　学
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
大阪府泉佐野市中庄846番地の13
債務者　小丸　明子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
大阪府岸和田市荒木町１丁目６番14号、前住所大阪府高槻市西冠１丁目11番４号
債務者　中岡　和惠（旧姓西島）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
大阪府貝塚市北町39番地30アーバンコンフォート116号、住民票上の住所和歌山市関戸２丁目５番16号
債務者　川崎　利信
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
大阪府和泉市室堂町1206番地の24―308、前住所大阪府和泉市伏屋町２丁目２番７―101号
債務者　川阪レイ子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
大阪府和泉市弥生町１丁目１番２―203号
債務者　福本　逸夫
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
大阪府泉大津市二田町３丁目５番16号
債務者　薗田　寿里（旧姓田吹）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
大阪府岸和田市西之内町21番12号
債務者　立山　純子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
大阪府和泉市南面利町368番地の２―202、前住所大阪府堺市西区草部20番地２阪下ハイツ101号
債務者　ＦＫ工業こと　藤原　尋一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
大阪府岸和田市額原町382番地府営住宅２棟102号、前住所兵庫県西宮市甲子園八番町７番６―408号
債務者　永田　浩昭
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
大阪府泉南郡熊取町七山１丁目617番地の３―Ａ―101
債務者　東上　広美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
兵庫県加東市森794番地
債務者　藤原　隆幸
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６０号
兵庫県小野市浄谷町1580番地
債務者　Ｗａｂｉ　Ｓａｂｉ　コレクションこと　河合　靖子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６１号
兵庫県加西市北条町東高室1161番地の１　県営加西東高室高層住宅２―205
債務者　天野　一広（旧姓飯尾）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで神戸地方裁判所社支部